

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月14日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村 田 善 郎
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波5丁目1番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋日本橋店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号) 株式会社高島屋京都店 (京都市下京区四条通河原町西入真町52番地) 株式会社高島屋横浜店 (横浜市西区南幸1丁目6番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長村田善郎は、当社の第160期中（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。